

八王子市老人福祉施設等指導監査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、市が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第18条及び第29条の規定に基づき、法第20条の4に規定する養護老人ホーム、法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び法第29条で規定する有料老人ホーム（以下「老人福祉施設等」という。）の設置者等に対して行う指導検査について、基本的事項を定める。

第2 目的

指導検査は、老人福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図り、法令等に基づく適正な事業の実施及び施設運営を図ることを目的とする。

第3 対象

この要綱に基づく指導検査の対象は、次に掲げるものとする。

- 1 養護老人ホーム
- 2 特別養護老人ホーム
- 3 有料老人ホーム

第4 指導検査について

1 指導検査の方針

指導検査は、老人福祉施設等の管理運営方法、サービス内容及び入居者保護に関する事項等について周知徹底させるとともに、指導指針等に照らし、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指示等を行うことを方針として実施する。

2 指導検査形態

指導検査の形態は次のとおりとする。

（1）集団指導

指導の対象となる老人福祉施設等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

（2）実地検査

ア 一般指導検査

一般指導検査は、原則として検査対象となる老人福祉施設等の事業者の事業所等における実地検査とする。

イ 特別指導検査

特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の検査事項を定め、重点的に行う実地検査とする。

（ア）老人福祉施設等の運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があ

るとき。

(イ) 度重なる一般指導検査の指導によっても改善の措置が認められないとき。

(ウ) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

3 実地検査の実施方針及び実施計画

- (1) 実地検査を効率的・効果的に実施するため、実地検査の重点項目等を掲げる実地検査実施方針（以下「実施方針」という。）を別に定めるものとする。
- (2) 実施方針に基づき、当該年度の実地検査の実施時期等を定めた実施計画（以下「実施計画」という。）を別に作成するものとする。
- (3) 老人福祉施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。

4 指導検査対象の選定基準

指導検査は全ての老人福祉施設等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については以下のとおり実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地検査の選定基準

ア 別に定める実施計画の実施周期等に基づき、対象老人福祉施設等を選定する。

イ その他、実地検査を要すると認める老人福祉施設等を対象に実地検査を実施する。

5 調査書等の提出

老人福祉施設等には、指導検査に必要な指導検査項目等を掲げた書類の提出を求めることができる。

6 指導検査の実施方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる老人福祉施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

イ 指導方法

指導は、過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。なお、欠席した老人福祉施設等の設置者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地検査（一般指導検査）

ア 検査通知

検査対象となる老人福祉施設等を決定したときは、あらかじめ実地検査の根拠規定及び目的、実施日、場所、検査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該老人福祉施設等の設置者に通知する。ただし、必要と認める場合等には、検査の開始時に通知を行う。

イ 検査方法

実地検査は、本市が定める条例等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明等を求める面談方式で行う。

ウ 検査結果の通知等

検査の結果、改善を要すると認められた事項及び認められない場合においても、後日、文書により検査結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

当該老人福祉施設等の設置者に対し、文書により改善を求めた場合は、検査結通知後原則３０日以内に、改善状況報告書の提出を求める。

オ 検査結果等の情報共有

検査結果及びその内容については、決裁時の合議により関係所管課に情報共有を行う。

(3) 実地検査（特別指導検査）

ア 実施通知

対象となる老人福祉施設等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該老人福祉施設等の設置者に通知する。ただし、必要と認める場合等には、監査の開始時に通知を行う。

イ 出席者

監査に当たっては、監査対象となる老人福祉施設等の設置者（又はこれに代わる者）及び施設の長の出席を求めるほか、必要に応じてその他関係者の出席を求めることができる。

ウ 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

エ 監査結果の通知等

（ア） 監査結果の通知

監査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

（イ） 報告書の提出

当該介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、その改善の状況について、文書により報告を求めるものとする。

オ 行政処分所管部署への通知

当該老人福祉施設等において、基準違反等の事実が確認され、認可の取り消し等の行政処分に該当すると認められる場合は、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

カ 関係機関等との連携

監査の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに国保連との連携を図る。

キ その他

前記オ行政処分の所管部署への通知を行った場合は、その内容について老人福祉施設等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）への情報提供を行うと

もに、利用者保護の観点からできる限り情報提供を行う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。